

草野 元己 教授 略歴

1950年 9月 長野県上伊那郡美篔村（現伊那市）に生まれる

I 【学歴】

1974年 3月 名古屋大学法学部法律学科卒業

1977年 3月 明治大学大学院法学研究科修士課程民事法学専攻修了
〔法学修士（明治大学）〕

1981年 3月 明治大学大学院法学研究科博士後期課程民事法学専攻退学（4年間在学）

II 【職歴】

1977年 4月 明治大学法学部教務助手補（1978年 3月まで）

1981年 4月 松商学園短期大学商学科専任講師

1986年 4月 松商学園短期大学商学科助教授

1989年10月 信州大学放送公開講座講師（1990年 3月まで）

1992年 4月 長野県短期大学非常勤講師（1997年 3月まで）

1993年 4月 松商学園短期大学商学科教授

1997年 4月 三重大学人文学部社会科学科教授

1997年 4月 三重短期大学非常勤講師（1998年 3月まで）

1999年 4月 三重短期大学非常勤講師（2000年 3月まで）

2000年 4月 三重大学人文学部社会科学科長（2001年 3月まで）

2001年 8月 放送大学非常勤講師（2002年 3月まで）

2001年10月 三重県立看護大学非常勤講師（2004年 3月まで）

2004年 4月 関西学院大学法学部教授

- 2006年 8月 三重大学人文学部非常勤講師（2007年 3月まで）
- 2012年 4月 フランス国 パリ第 2 大学（パンテオン＝アサス大学）
客員研究員（2013年 3月まで）
- 2013年 9月 大阪 市立大学大学院法学研究科非常勤講師（2013年 9
月まで）
- 2019年 3月 関西学院大学定年退職
- 2019年 4月 大阪経済法科大学法学部特別専任教授（現在に至る）
- 2019年 4月 関西学院大学法学部・大学院法学研究科非常勤講師
（2020年 3月まで）

Ⅲ 【学会活動】

日本私法学会会員，理事（2015年10月から2017年10月まで）

比較法学会会員

日本法社会学会会員

日本土地法学会会員

日本消費者法学会会員

日本登記法学会会員

民主主義科学者協会法律部会員

金融法学会会員（2020年 3月まで）

Ⅳ 【社会活動】

1997年12月 一志町環境保全審議会委員（1999年 3月まで）

2001年11月 三重県自動車廃物認定委員会委員長（2003年11月まで）

2002年 9月 三重県事業認定審議会委員長（2004年 9月まで）

2003年 3月 三重県公益法人等審議会委員（2004年 3月まで）

2003年 4月 三重大学医学部研究倫理委員会附属病院部会委員

- (2004年2月まで)
- 2004年4月 T K C ・ 関西学院大学新月プログラム「税理士のための法律・会計学講座（第1期～第5期）」講座担当（2008年8月まで）
- 2019年9月 尼崎市「令和元年度中央市民大学（教養講座）」講師（2019年9月まで）

主要研究業績

I 【単著】

- 『取得時効の研究』 (信山社出版) 1996年4月
- 『抵当権と時効』 (関西学院大学出版会) 2019年3月

II 【共著】

- 田中聖＝後藤泰一＝山本哲士編『市民生活と法——急激な社会変動の諸例を通じて——』 (第一法規出版) 1989年10月
- 三和一博＝平井一雄編『民法総則要説』 (青林書院) 1990年4月
- 玉田弘毅編『民法小辞典』 (住宅新報社) 1992年1月
- 半田正夫教授還暦記念論集『民法と著作権法の諸問題』(Ⅲ【学術論文】にて再掲) (法学書院) 1993年2月
- 時効・除斥・出訴期間研究会編『裁判にみる時効・除斥・出訴期間事例集』 (第一法規出版) 1994年2月
- 時効・除斥・出訴期間研究会編『裁判にみる時効・除斥・出訴期間事例集 追録第1～4号』 (第一法規出版) 1996年6月
- 遠藤浩編『注解法律学全集14民法V〔契約総論〕』 (青林書院) 1997年2月

- 玉田弘毅＝米倉喜一郎編『マンションの裁判例』(Ⅳ【判例研究】にて再掲) (有斐閣) 1997年6月
- 時効・除斥・出訴期間研究会編『裁判にみる時効・除斥・出訴期間事例集 追録第5～8号』 (第一法規出版) 1997年11月
- 玉田弘毅先生古稀記念論文集『現代民法学の諸問題』(Ⅲ【学術論文】にて再掲) (信山社出版) 1998年4月
- 森泉章先生古稀祝賀論集『現代判例民法学の理論と展望』(Ⅲ【学術論文】にて再掲) (法学書院) 1998年9月
- 時効・除斥・出訴期間研究会編『裁判にみる時効・除斥・出訴期間事例集 追録第9～11号』 (第一法規出版) 1999年9月
- 玉田弘毅＝米倉喜一郎編『マンションの裁判例〔第2版〕』(Ⅳ【判例研究】にて再掲) (有斐閣) 1999年11月
- 加藤雅信編集代表『民法学説百年史』(Ⅵ【書評】にて再掲) (三省堂) 1999年12月
- 岸上晴志＝中山知己＝清原泰司＝鹿野菜穂子＝草野元己(編集担当)『ファンダメンタル法学講座民法1総則』 (不磨書房) 2000年3月
- 川井健＝鎌田薫＝平野裕之編著『新判例マニュアル民法I〔総則〕』 (三省堂) 2000年4月
- 玉田弘毅編『民法小辞典【改訂版】』 (住宅新報社) 2001年7月
- 平井一雄編『民法Ⅲ【債権総論】』 (青林書院) 2002年5月
- 遠藤浩先生傘寿記念『現代民法学の理論と課題』(Ⅲ【学術論文】にて再掲) (第一法規出版) 2002年9月
- 松井宏興編『民法の世界2物権法』 (信山社出版) 2002年12月
- 大川純夫＝田井義信＝永田眞三郎＝安永正昭編『演習精選民法破棄判例I 総則・物権』 (法律文化社) 2004年1月
- 時効・除斥・出訴期間研究会編『裁判にみる時効・除斥・出訴期間事例集 14(14) 法と政治 71巻1号 (2020年5月)

- 追録第19号』 (第一法規出版) 2004年9月
中山知己=草野元己=清原泰司 (編集担当)=岸上晴志=鹿野菜穂子=鶴
井俊吉『ファンダメンタル法学講座民法2 物権・担保物権』
(不磨書房) 2005年4月
時効・除斥・出訴期間研究会編『裁判にみる時効・除斥・出訴期間事例集
追録第20~22号』 (第一法規出版) 2005年4月
池田真朗編著『現代民法用語辞典』 (税務経理協会) 2008年8月
玉田弘毅編『民法小辞典【3訂版】』 (住宅新報社) 2009年9月
松本恒雄=潮見佳男編『判例プラクティス民法I 総則・物権』(IV【判例
研究】にて再掲) (信山社出版) 2010年3月
平井一雄=清水元編著『基本講座民法I (総則・物権)』
(信山社) 2011年10月
平井一雄先生喜寿記念『財産法の新動向』(III【学術論文】にて再掲)
(信山社) 2012年3月
七戸克彦監修 日本司法書士会連合会=日本土地家屋調査士会連合会編
『条解不動産登記法』 (弘文堂) 2013年5月
平井一雄=清水元編『日本民法学史・続編』(III【学術論文】にて再掲)
(信山社出版) 2015年10月
深谷格=西内祐介編著『大改正時代の民法学』(III【学術論文】にて再掲)
(成文堂) 2017年12月
『民法学説百年史 日本民法施行100年記念』(前掲「加藤雅信編集代表
『民法学説百年史』」の中国語訳)
(商務印書館〔中国・北京〕) 2017年12月
近江幸治先生古稀記念論文集『社会の発展と民法学〔上巻〕』(III【学術論
文】にて再掲) (成文堂) 2019年1月

Ⅲ 【学術論文】

「債権の消滅時効に関する一考察——特に援用権者の範囲について、中断の相対効との関連で——」（未公表）

（明治大学大学院法学研究科民法学専攻修士論文）1977年3月

「裁判上の請求と時効の中断——既判力との関連で——」

（明治大学大学院紀要 第17集(1) 法学篇）1980年2月

「取得時効と登記(1)」 （松商短大論叢31号）1983年1月

「取得時効の存在理由——長期取得時効を中心に——」

（松商短大論叢32号）1984年1月

「取得時効と取引の安全——短期取得時効の存在理由と適用範囲——」

（松商短大論叢33号）1985年3月

「取得時効と登記——取得時効の存在理由との関連で——」

（松商短大論叢35号）1986年12月

「二重譲渡と取得時効」 （松商短大論叢36号）1987年12月

「相続と取得時効——民法187条の『占有承継』をめぐって——」

（松商短大論叢39号）1991年3月

「自己の物の時効取得について」

半田正夫教授還暦記念論集『民法と著作権法の諸問題』（法学書院）

（Ⅱ【共著】に前掲）1993年2月

「取得時効と登記——取得時効の存在理由との関連で——」

（私法56号）1994年4月

《Some Considerations upon “Acquisitive Prescription and Registration” from the Viewpoint of the Raison d’être of Acquisitive Prescription》

（私法56号）1994年4月

「抵当権と時効」

玉田弘毅先生古稀記念論文集『現代民法学の諸問題』（信山社出版）

(Ⅱ【共著】に前掲) 1998年4月

「占有と取得時効」

森泉章先生古稀祝賀論集『現代判例民法学の理論と展望』(法学書院)

(Ⅱ【共著】に前掲) 1998年9月

「取得時効における『所有ノ意思』とポアソナードの占有理論」

遠藤浩先生傘寿記念『現代民法学の理論と課題』(第一法規出版)

(Ⅱ【共著】に前掲) 2002年9月

「筆界と所有権界——取得時効制度の観点から『境界』を考察する——」

(三重大学法経論叢21巻1号) 2003年8月

「境界と所有権界——取得時効制度の観点から——」

日本土地法学会『土地バブル経済の法学的課題 創立30周年記念論集』

(土地問題双書34) (有斐閣) 2003年10月

「取得時効の起算点——不動産の二重譲渡の場合を中心に——」

(月報司法書士382号) 2003年12月

「借家権の相続——『終身借家権』の可能性をめぐって——」

(三重大学法経論叢21巻2号) 2004年3月

「生命保険契約における保険金請求権と消滅時効の進行(上)——高度障害保険金請求権の時効を中心に——」 (判例時報1985号) 2008年1月

「生命保険契約における保険金請求権と消滅時効の進行(下)——高度障害保険金請求権の時効を中心に——」 (判例時報1986号) 2008年1月

「取得時効と占有規定との関係をどう考えるのか」

法律時報増刊『民法改正を考える』(日本評論社) 2008年9月

「取得時効の存在理由から見た時効取得の対抗問題と背信的悪意者——境界紛争ないしは地番争いの事案を中心に」

(法律時報82巻3号) 2010年3月

「取得時効における『所有の意思』と旧民法の占有規定——容仮占有との

関連を中心に——」 (法と政治62巻1号上) 2011年4月
「旧民法における時効の援用権者——考察への展望——」

平井一雄先生喜寿記念『財産法の新動向』(信山社)

(Ⅱ【共著】に前掲) 2012年3月

「日本民法学史における取得時効要件論——『所有の意思』を中心に——」

平井一雄=清水元編『日本民法学史・続編』(信山社出版)

(Ⅱ【共著】に前掲) 2015年10月

「民法改正案における時効規定の検討——時効期間の統一化の問題を中心に」

(法律時報 88巻2号) 2016年2月

「抵当権と時効・再論序説——最判平成15・10・31及び最判平成24・3・16の位置づけに向けて——」

(法と政治68巻2号) 2017年8月

「『抵当権と時効』問題と民法397条——最判平成15・10・31及び最判平成24・3・16の位置づけに向けて——」

深谷格=西内祐介編著『大改正時代の民法学』(成文堂)

(Ⅱ【共著】に前掲) 2017年12月

「民法397条と起草者意思——『抵当権と時効』問題に関する中間的考察——」

(法と政治69巻2号上) 2018年8月

「占有の推定効に関する覚書・序説——先ずは、即時取得における無過失の推定をめぐる——」

近江幸治先生古稀記念論文集『社会の発展と民法学〔上巻〕』(成文堂)

(Ⅱ【共著】に前掲) 2019年1月

IV 【判例研究】

「自賠法七二条一項による損害填補請求権の消滅時効の起算点」(東京高判昭和63年7月29日判時1285号51頁の判例研究)

(法律時報61巻5号) 1989年4月

「売買予約目的不動産の第三取得者と予約完結権の消滅時効の援用」(最判平成4年3月19日民集46巻3号222頁の判例研究)

(ジュリスト1016号) 1993年2月

「割賦金債権の消滅時効の起算点」(横浜地判平成3年1月21日判タ760号231頁の判例研究)

別冊ジュリスト135号『消費者取引判例百選』(有斐閣) 1995年11月
「取得時効の要件である『所有ノ意思』を否定すべき他主占有事情」(最判平成7年12月15日民集49巻10号3088頁の判例研究)

法律時報別冊『私法判例リマークス』14号(日本評論社) 1997年3月
「バルコニーに区分所有者が独自に設置したパラボラアンテナの撤去請求」(東京地判平成3年12月26日判時1418号103頁の判例研究)

玉田弘毅=米倉喜一郎編『マンションの裁判例』(生活紛争裁判例シリーズ)(有斐閣)(Ⅱ【共著】に前掲〔以下同じ〕)

〔初版〕1997年6月,〔第2版〕1999年11月

「居室の賃借人がバルコニーに設置した物置とマンション所有者の撤去請求」(東京地判平成3年11月19日判時1420号82頁の判例研究)

玉田弘毅=米倉喜一郎編『マンションの裁判例』(生活紛争裁判例シリーズ)(有斐閣)

〔初版〕1997年6月,〔第2版〕1999年11月

「区分所有者が設置したサンルームと避難口付近に移設した屋外空調機の撤去請求」(京都地判昭和63年6月16日判時1295号110頁の判例研究)

玉田弘毅=米倉喜一郎編『マンションの裁判例』(生活紛争裁判例シリーズ)(有斐閣)

〔初版〕1997年6月,〔第2版〕1999年11月

「マンションのバラベット部分への看板の設置と区分所有者による撤去請求」(大阪高判昭和62年11月10日判時1277号131頁の判例研究)

玉田弘毅=米倉喜一郎編『マンションの裁判例』(生活紛争裁判例シリーズ)(有斐閣)

〔初版〕1997年6月,〔第2版〕1999年11月

「区分所有者がガス湯沸し器バランス釜の設置のため外壁に開けた穴の修復請求」(東京地判平成3年3月8日判時1402号55頁の判例研究)

玉田弘毅=米倉喜一郎編『マンションの裁判例』(生活紛争裁判例シリーズ)(有斐閣) [初版] 1997年6月, [第2版] 1999年11月

「弁護士及び公証人の職務に関する債権について二年の短期消滅時効を定めた民法一七二条を, 司法書士の職務に関する債権に類推適用することの可否」(東京地判平成8年4月22日判時1583号71頁の判例研究)

(判例評論463号 [判例時報1606号]) 1997年9月

「詐害行為の受益者による被詐害債権の消滅時効の援用」(最判平成10年6月22日民集52巻4号1195頁の判例研究)

法律時報別冊『私法判例リマークス』19号(日本評論社) 1999年7月

「不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の係属により, 訴え変更後の不当利得返還請求権の消滅時効の中断を認めること等の可否」(最判平成10年12月17日判時1664号59頁の判例研究)

(判例評論489号 [判例時報1685号]) 1999年11月

「転用目的の農地売買で農地法上の許可手続未了の場合における自主占有の成否」(最判平成13年10月26日民集55巻6号1001頁の判例研究)

法律時報別冊『私法判例リマークス』26号(日本評論社) 2003年2月

「既に時効取得の援用・登記を行った者が時効完成後に設定された抵当権の登記時を起算点として再度取得時効を援用することの可否」(最判平成15年10月31日判時1846号7頁, 金判1191号28頁の判例解説)

(法学教室286号) 2004年7月

「先に時効取得の援用・登記を行った者が, 時効完成後に設定された抵当権の登記時を起算点として, 再度取得時効を援用することの可否」(上記最判平成15年10月31日判時1846号7頁, 金判1191号28頁の判例研究)

(銀行法務21第642号) 2005年2月

「農地賃借権の時効取得と農地法三条の適用の有無」（最判平成16年7月13日判時1871号76頁の判例研究）（民商法雑誌132巻3号）2005年6月

「農地法三条所定の許可がない賃貸借における農地賃借権の時効取得の可能性」（上記と同じ最判平成16年7月13日判時1871号76頁の判例研究）

法律時報別冊『私法判例リマークス』31号（日本評論社）2005年7月
「『所有の意思』の有無(1)——賃借人」（最判昭和43年12月17日判時544号36頁の判例研究）

松本恒雄＝潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅰ総則・物権』（信山社出版）（Ⅱ【共著】に前掲〔以下同じ〕） 2010年3月

「『所有の意思』の有無(2)——他人物売買」（最判昭和56年1月27日判時1000号83頁の判例研究）

松本恒雄＝潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅰ総則・物権』（信山社出版） 2010年3月

「取得時効起算点の選択の可否と時効取得の対抗」（最判昭和35年7月27日民集14巻10号1871頁の判例研究）

松本恒雄＝潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅰ総則・物権』（信山社出版） 2010年3月

「『所有の意思』の有無の判断基準」（最判昭和58年3月24日民集37巻2号131頁の判例研究）

松本恒雄＝潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅰ総則・物権』（信山社出版） 2010年3月

「『所有の意思』の推定を覆すべき他主占有事情」（最判平成7年12月15日民集49巻10号3088頁の判例研究）

松本恒雄＝潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅰ総則・物権』（信山社出版） 2010年3月

「無過失の占有と法律上の推定」（大判大正8年10月13日民録25輯1863頁

の判例研究)

松本恒雄＝潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅰ総則・物権』（信山社出版） 2010年3月

「土地賃借人として占有する者に、賃貸人の土地所有権の取得時効を援用することによる土地所有者に対する賃借権の取得、及び賃借人自身による土地賃借権の時効取得を認め、当該土地を競売により取得した背信的悪意者に賃借権を対抗しうるとされた事例」（東京高判平成21年5月14日判タ1305号161頁の判例研究）

法律時報別冊『私法判例リマークス』41号（日本評論社）2010年7月
「抵当権設定登記後の賃借権の時効取得」（最判平成23年1月21日判時2105号9頁の判例研究）（民商法雑誌145巻4＝5号）2012年2月

「主たる債務を相続した保証人による保証債務の弁済と主たる債務の消滅時効との関係」（最判平成25年9月13日民集67巻6号1356頁の判例研究）

法律時報別冊『私法判例リマークス』49号（日本評論社）2014年7月
「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合と、民法一五八条一項の類推適用による遺留分減殺請求権の時効の停止」（最判平成26年3月14日民集68巻3号229頁の判例研究）

（判例評論675号〔判例時報2250号〕）2015年5月
「NHK受信料債権の消滅時効期間」（最判平成26年9月5日判時2240号60頁の判例研究）

法律時報別冊『私法判例リマークス』52号（日本評論社）2016年2月

V 【翻訳】

「モット・スミス・ラニロアのハウスルール」

財団法人日本住宅総合センター『諸外国における Condominium のハウスルール——内外ルールの比較』（財団法人日本住宅総合センター調査研究リ22(22) 法と政治 71 巻 1 号 (2020 年 5 月)

ポート No. 82053) 1983年10月

「プロムナード・ウェストのハウスルール」

財団法人日本住宅総合センター『諸外国におけるコンドミニアムのハウ
スルール——内外ルールの比較』（財団法人日本住宅総合センター調査研究リ
ポート No.82053) 1983年10月

VI 【書評】

「星野英一『時効に関する覚書』『取得時効と登記』, 山田卓生『取得時効
と登記』」

加藤雅信編集代表『民法学説百年史』（三省堂）

（Ⅱ【共著】に前掲）1999年12月

「藤原弘道著 取得時効法の諸問題（書評）」

（民商法雑誌123巻1号）2000年10月

「田中嗣久＝田中義雄＝大島一悟著『民法がわかった』（改訂第5版）」

（受験新報69巻12号）2019年11月

VII 【資料・その他】

「時効・除斥期間・出訴期間（資料）」（松商短大論叢40号）1992年3月

「日本私法学会第72回大会シンポジウム『消滅時効法の改正に向けて』

表明意見」（私法71号）2009年4月

VIII 【学会発表】

日本私法学会個別報告「取得時効と登記——取得時効の存在理由との関連
で——」日本私法学会第57回大会（於 龍谷大学法学部）1993年10月
日本土地法学会シンポジウム『境界確定と地籍調査』第1報告「境界と所
有権界——取得時効制度の観点から——」

日本土地法学会第44回大会（於 早稲田大学）2002年10月